

資格者証再交付申請書 「作成の手引き」

【再交付申請者用】

◆ この「作成の手引き」は、以下の場合にご使用ください。

1. 資格者証を紛失又は盗難にあった場合（亡失）
2. 資格者証が焼失等により消滅した場合（滅失）
3. 資格者証の記載内容が判読できないほど汚した場合（汚損）
4. 資格者証の一部を何らかの理由で破損させた場合（破損）

この「再交付申請」で取得できる資格者証の有効期限は現在の有効期限と同じになります。

交付から5年間の資格者証を取得できる「再発行申請」を希望される方は、再発行申請専用の申請書一式を入手のうえ、申請してください。

入手方法については本部までお問い合わせください。

本部 03-3514-4711 再発行申請係



ホームページアドレス <https://www.cezaidan.or.jp/>

目 次

※ 平成28年 6 月 1 日の改正建設業法の内容について	1
※ 監理技術者について	1
※ 監理技術者講習の登録講習実施機関一覧	1
※ 「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」の統合について	2
※ 関係資料 1 : 監理技術者講習について	4
※ 個人情報保護基本方針	5
※ 監理技術者資格者証における個人情報の取り扱いについて	6
1. 資格者証の再交付申請方法	7
2. 再交付申請に必要な書類	8
3. 再交付後の資格者証の有効期間	9
4. 既資格者証の処理	9
5. 資格者証再交付申請に関するお問い合わせ先	9
6. 交付申請書類等の入手方法について	9
7. 再交付申請書の記入例	10
8. 再交付申請しようとする資格者証の記載内容に変更がある場合	11
※ 一般財団法人建設業技術者センター支部・事務所一覧表	裏表紙

(重要) 申請される前に必ずお読みください！

平成28年6月1日の改正建設業法の内容について

1. 「監理技術者資格者証」の裏面に「監理技術者講習修了履歴シール」を貼付できます。

(注意) 当財団は「監理技術者講習」を実施していません。

◎資格者証の申請は当財団へ ◎講習の受講申し込みは下欄の「登録講習実施機関」へ

●資格者証と監理技術者講習の有効期間は別々です。

各登録講習実施機関は「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」を発行し、そのラベルを講習修了者が資格者証の裏面の所定の箇所に貼付することで、講習を修了したことの証明となります。当該講習の受講、ラベルの再発行等のお問合せも発行した各登録講習実施機関へお願いします。一方、資格者証の有効期限を延長させるためには、当財団へ更新申請が必要です。

なお、資格者証の交付申請書に、有効期限内の監理技術者講習修了履歴をご記入いただくことにより、資格者証の裏面に、講習修了履歴を印字いたします。

2. 「解体工事業」の監理技術者資格を新たに申請することができます。

社会資本の老朽化に伴う維持更新時代の到来を見据え、今後増大が見込まれる解体工事の安全と品質を確保することを目的として、約40年ぶりに業種区分の見直しが行われ「解体工事業」が新設されました。「解体工事業」が新設されることに伴い、監理技術者等の技術者資格が規定されました。

監理技術者について

- ・専任の監理技術者として建設工事に携わる方は、監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ5年以内に監理技術者講習を修了していることが必要です。(建設業法第26条第5項)
- ・監理技術者資格者証の交付は、監理技術者講習修了の有無にかかわらず可能です。
- ・ただし、監理技術者資格者証の交付を大臣認定の資格で受ける方は、資格者証の申請とは別に大臣認定の更新手続き(大臣認定の有効期限前の1年以内に監理技術者講習の修了)が必要です。
- ・平成20年11月28日より専任の監理技術者を配置すべき工事において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了している事が必要な工事の範囲が拡大されました。

監理技術者講習の登録講習実施機関一覧 (監理技術者講習のお問い合わせ先)

R2.5.1 現在

名称	連絡先	ホームページアドレス
・(一財) 全国建設研修センター	042-300-1741	https://www.jctc.jp
・(一財) 建設業振興基金	0570-08-1812	https://www.fcip-ko.jp/
・(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	03-3262-7423	https://www.ejcm.or.jp/
・(株) 総合資格	03-3340-3081	https://www.shikaku.co.jp/
・(株) 日建学院	03-3988-1175	https://www.nik-g.com
・(公社) 日本建築士会連合会	03-3456-2061	https://www.kenchikushikai.or.jp/

(ご注意) 登録講習実施機関は、変更されている場合もございますので、最新の実施機関に関する情報は国土交通省HPでご確認ください。
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000094.html

「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了履歴」について

1. 平成28年6月1日より「監理技術者資格者証」（裏面）に「監理技術者講習修了履歴」の欄が追加されました。

氏名 建設 次郎 昭和55年6月6日 生 本籍 東京都
住所 東京都〇〇区××1丁目1-1
初回交付 平成25年12月7日 交付 平成25年12月7日
交付番号 第00002356789号
写真
監理技術者資格者証
平成30年12月6日 まで有効
国土交通大臣指定資格者証交付機関
一般財団法人 建設業技術者センター理事長
所属団体 (株)〇〇建設 許可番号 国土交通大臣 第000000号
有する資格 一士権
建設業の種類 土建大左と石屋電管夕鋼筋組み板力建防内機換通風井具水消清
有・無 10001100001011001000000000100

備考

「監理技術者講習
修了履歴」
の欄が追加

氏名 建設 次郎 昭和55年6月6日 生 本籍 東京都
住所 東京都〇〇区××1丁目1-1
初回交付 平成25年12月7日 交付 平成30年7月1日
交付番号 第00012356789号
写真
監理技術者資格者証
平成35年6月30日 まで有効
国土交通大臣指定資格者証交付機関
一般財団法人 建設業技術者センター理事長
所属団体 (株)〇〇建設 許可番号 国土交通大臣 第000000号
有する資格 一士権
建設業の種類 土建大左と石屋電管夕鋼筋組み板力建防内機換通風井具水消清
有・無 10001100001011001000000000100

修了番号: 1234-5678901234 修了年月日: 平成30年6月11日
監理技術者講習修了履歴
氏名: 建設 次郎 生年月日: 昭和55年6月6日
講習実施機関名: 建設講習株式会社

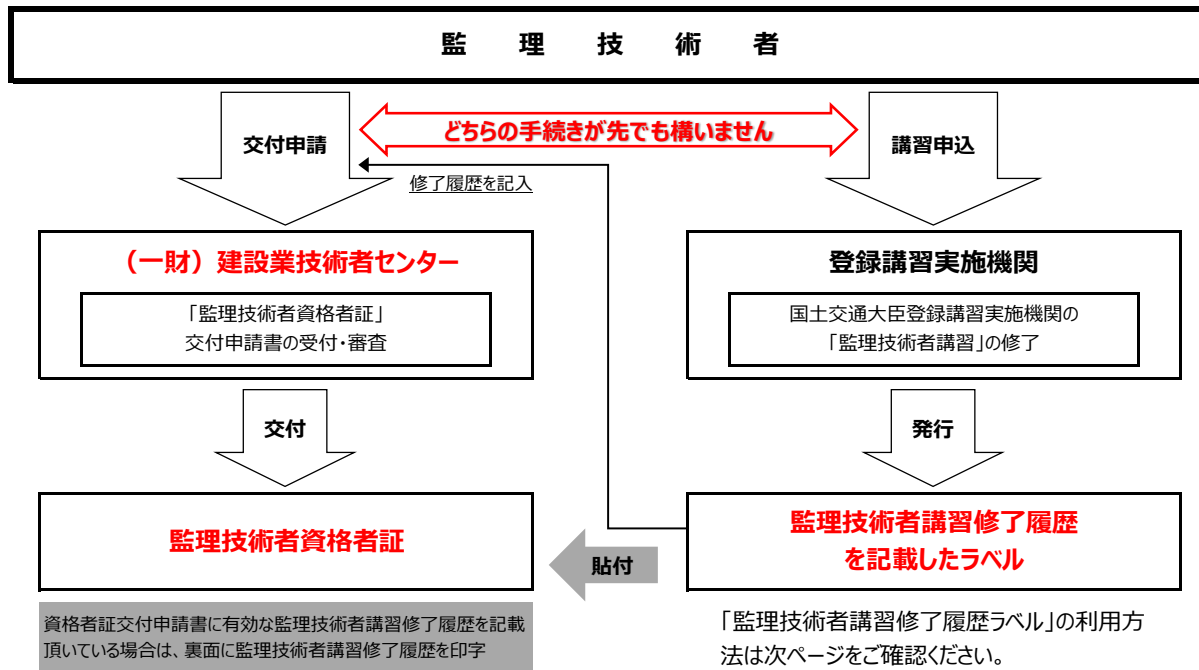
「監理技術者
資格者証」の
有効期限

↑
別々
↓

「監理技術者
講習」の有効
期間は修了か
ら5年後の
年末まで

・平成28年6月1日より、「監理技術者資格者証」交付申請書の様式が変わり、監理技術者講習修了履歴（修了番号、修了年月日）の欄が追加されました。なお、当財団で当該講習の修了履歴が確認できれば「監理技術者資格者証」の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されるようになりました。記載等の方法については次ページをご確認ください。

2. 「監理技術者資格者証交付」と「監理技術者講習修了履歴ラベル発行」の流れ



※ 専任の監理技術者として現場に配置されている期間は、資格者証と講習修了履歴のどちらも有効な状態である必要があります。
※ 監理技術者資格者証の交付は、監理技術者講習修了の有無にかかわらず可能です。

「監理技術者講習」と「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」については登録講習実施機関へご確認ください！

- ・当財団にて「監理技術者資格者証」を交付した後に、監理技術者講習を修了した場合は「登録講習実施機関」が発行する「監理技術者講習修了履歴を記載したラベル」を「監理技術者資格者証」の裏面の所定の箇所に貼付することとなっております。
- ・資格者証の裏面にある「監理技術者講習履歴」の記載内容変更に必要な手続きについては、受講された講習実施機関（1ページの「監理技術者講習の登録講習実施機関一覧」）へお問い合わせください。

3.平成28年6月1日より「監理技術者資格者証」再交付申請書様式に「監理技術者講習修了履歴」を記入する欄が追加されました。

5. 再交付の理由 (1. 亡失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損)

理由

6. 監理技術者講習修了履歴 (修了履歴がある場合のみ記載)

修了番号 第 - 号 修了年月日 令和 年 月 日

7. 受付番号 受付場所 受付日 令和 年 月 日

監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の統合は、以下の①または②の方法があります。
状況に応じてご選択ください。

①【ご自身が資格者証に監理技術者講習修了履歴のラベル (シール) を貼付する場合】

交付申請書の監理技術者講習修了履歴は、空白で申請し、交付後の資格者証に「今後取得される監理技術者講習修了履歴のラベル」または「既に取得済みの監理技術者講習修了履歴のラベル」を裏面の所定箇所に貼付してください。

②【当財団が資格者証に監理技術者講習修了履歴を印字する場合】

交付申請書の監理技術者講習修了履歴欄に過去5年以内の最新(資格者証申請時の直近)の「修了番号」と「修了年月日」をご記入ください。
お控えがなく、ご不明な場合は1ページの「監理技術者講習の登録講習実施機関一覧」をご参考に講習実施機関へお問い合わせください。
記入された内容は、国土交通省経由でいただいた各登録講習実施機関のデータと照合し、確認できた場合には「監理技術者資格者証」の裏面に印字されます。

なお、監理技術者講習の修了直後(2か月以内)の監理技術者講習修了履歴を記入された場合は、監理技術者講習修了履歴ラベルのコピー又は監理技術者講習受講証明書のコピーを提出してください。

4. 監理技術者講習の「修了番号」について

監理技術者講習の「修了番号」の表示形態は以下の2種類がございます。

- ① 数字4桁-数字10桁 (例: 0001-1234567890)
- ② 数字4桁-数字9桁-数字1桁 (例: 0001-123456789-0)

いずれの場合も監理技術者講習の「修了番号」の数字のみを資格者証交付申請書の監理技術者講習修了履歴へ転記してください。

②の場合の注意点

0001-123456789-0

◆ 末尾数字前の「-(ハイフン)」を除く。

資格者証交付申請書

6. 監理技術者講習修了履歴 (修了履歴がある場合のみ記載)

修了番号 第 - 号 修了年月日 平成 年 月 日

⇒ 次ページの「関係資料1: 監理技術者講習について」もご覧ください。

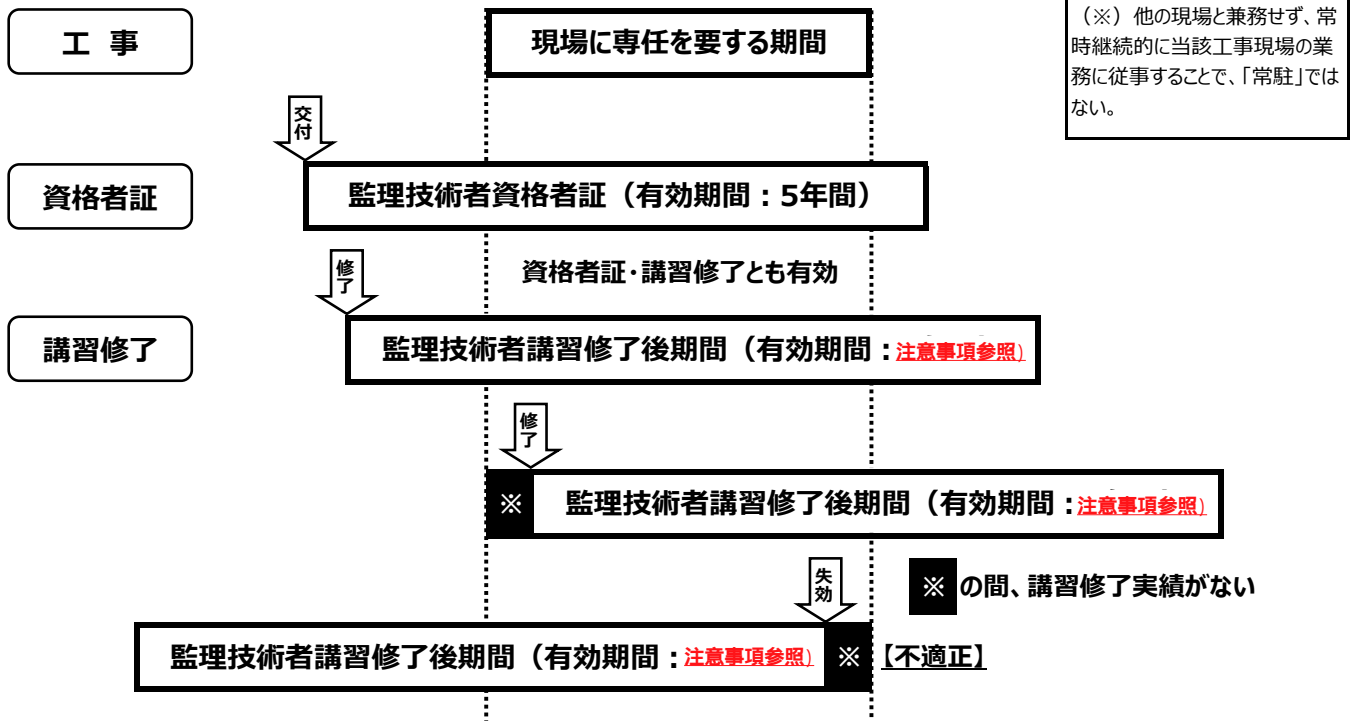
関係資料 1 : 監理技術者講習について

監理技術者資格者証と監理技術者講習の関係

資格者証の交付申請と監理技術者講習の受講は別々の団体が担当しており、連携しておりません。また、資格者証の交付と講習修了のタイミングも、当財団が講習を実施する団体と連絡調整することはありません。

ただし、公共工事又は重要な民間工事に配置される専任の監理技術者は、工事期間中は現場に専任（※）とされており、自らの責任で監理技術者資格者証の交付を受け、かつ5年以内に監理技術者講習を修了していることが必要です。

工事現場への配置期間における資格者証の交付（有効期間）と講習修了の関係は以下のとおりです。



(注意事項)

監理技術者資格者証の有効期限は表面に印字されています。

監理技術者講習修了履歴については、裏面の「監理技術者講習」の修了年月日から5年後の年末まで有効となります。

個人情報保護基本方針

一般財団法人建設業技術者センター(以下、「CE財団」という)は、CE財団の業務を行うために広範かつ多岐にわたる個人情報を保有しています。このため、CE財団としては、これらの個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護基本方針を定め、CE財団において業務に従事するすべての者に対してその周知・徹底を図ります。

詳細につきましては、CE財団ホームページをご確認ください。

監理技術者資格者証における個人情報の取扱いについて

監理技術者資格者証交付等事務において収集しました皆様の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」、その他関係法令及びCE財団の個人情報保護基本方針に則り、取り扱います。

詳細につきましては、CE財団ホームページをご確認ください。

1. 資格者証の再交付申請方法

- ◆ 申請書をインターネットからダウンロードして申請する場合、『3. [資格者証再交付申請書]』の申請書類と手順書をダウンロードして、ご申請ください。

※お支払い方法は銀行振込のみとなります。

- ◆ 資格者証再交付申請の手数料は 7,600円(非課税) です。

★交付にかかる日数について（ご注意）

通常、資格者証の交付日数は概ね20日程度となっておりますが、以下の時期等は 20日（インターネットの場合は10日）を超える場合があります ので予めご了承ください。

- ・ 申請が集中する技術検定試験等の合格発表時期
- ・ 年末年始やGW等の休日が連続する時期
- ・ 監理技術者資格者証の交付申請直前に監理技術者講習を受講され、講習修了履歴の記載を希望する場合

(1)最寄りの支部・事務所の窓口で申請する方法

申請先は裏表紙の支部・事務所です

- ◆ 支部・事務所の窓口（裏表紙参照）へ申請書類一式を持参し、申請する方法です。（代理人可）
 - ・ 再交付申請をされてからおおよそ20日程度（★ご注意）で、再交付した資格者証を送付します。

★ 本部（東京都千代田区）では受付しておりませんので、ご注意ください。

(2)最寄りの支部・事務所へ郵送で申請する方法

申請先は裏表紙の支部・事務所です

- ◆ 支部・事務所（裏表紙参照）への郵送によりご申請頂く方法です。（必ず簡易書留郵便で送付）
なお、資格者証交付申請書の3枚目が申請者控となりますので、切り離して保管ください。
- ※ 郵送用の封筒は「監理技術者資格者証再交付申請書類在中」と記載されたピンクの封筒を使用してください。
- ★ 本部（東京都千代田区）には郵送しないでください。

【注意】

- ・ 受付は必要書類が全て支部に到着した時点（不備がある場合には、不備が解消された時点）となります。
- ・ 再交付申請をされてからおおよそ20日程度（★ご注意）、再交付した資格者証を送付します。

(3)当センターホームページからインターネットで申請する方法

- ◆ 以下のような流れとなります。
 1. 当センターホームページ（<https://www.cezaidan.or.jp/>）のインターネット申込み画面より、申請の種類を選択し、必要事項を入力し、送信します。
 2. すべての必要書類の電子データを送信し、交付等手数料をクレジットカード決済等でお支払いください。
クレジットカード決済等とは、クレジットカード決済、コンビニエンスストアでのお支払いを指します。
- 3. 不備などなければ受付され、10日程度（★ご注意）で監理技術者資格者証が交付されます。（簡易書留郵便で送付）

2. 再交付申請に必要な書類

◆ 再交付申請には次の(1)～(4)の書類が必要です。

(1) 資格者証再交付申請書 (3枚複写)

① 記入方法は、10ページの「再交付申請書の記入例」をご覧ください。

② **カラー写真(縦3.0cm×横2.4cm)** 1枚を貼付(申請書の1枚目)してください。

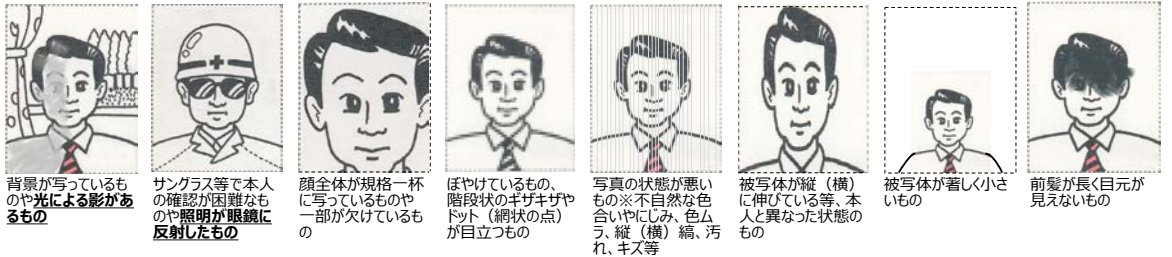
- ・ 無帽、正面、上三分身、無背景のもの
- ・ 交付申請の前6ヶ月以内のもの
- ・ 写真の裏面に氏名・生年月日を記入してください。
- ・ **写真館等で撮影した証明写真を推奨しております。**会社やご自宅で印刷してご提出された場合、画像の鮮明度や写真の状態によっては、別途再提出をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

【適切な写真例】



【不適切な写真例】このような写真は受理できません。

ドット(網状の点)や色ムラ、縦(横)縞が目立つ等、写真の画質や印刷の方式、機器、用紙に原因があると思われる不適切な写真がたいへん多くなっていますのでご注意ください。



背景が写っているものや光による影があるもの

サングラス等で本人の確認が困難なものや照明が眼鏡に反射したもの

顔全体が規格一杯に写っているものや一部が欠けているもの

ぼやけているもの、階段状のギザギザやドット(網状の点)が目立つもの

写真の状態が悪いもの※不自然な色合いやしみ、色ムラ、縦(横)縞、汚れ、キス等

被写体が縦(横)に伸びている等、本人と異なった状態のもの

被写体が著しく小さいもの

前髪が長く目元が見えないもの

(2) 交付等手数料払込受付証明書 (振替払込受付証明書提出用台紙に貼ってご提出ください)

同封の払込用紙(5連式)の交付等手数料を郵便局、ゆうちょ銀行又は銀行の窓口で**(機械振込不可)**申請者別に払込み、**受領印のある「振替払込受付証明書(お客さま用)」(5連式の右端の1枚)を提出**してください。

銀行でお振込頂く場合は払込用紙裏面の指定銀行よりお振込先をご選択頂き、振込用紙表面 赤字記載の振込先「銀行名」と「支店名」を記入してください。

(3) 資格者証送付用封筒 ★この封筒で申請書類を送らないでください。

申請者の住所(確実に届く自宅又は勤務先等)、氏名を記入してください。

(4) 現在使用している監理技術者資格者証

資格者証を汚損、破損した場合で、申請書一式を支部・事務所の窓口へ**持参する方のみ必要**です。

(5) 監理技術者講習修了履歴ラベルの写し

申請書に監理技術者講習修了履歴を記入された方で受講から2カ月を経過していない場合のみ必要です。

振替払込受付証明書(お客さま用)
(ご依頼人→郵便局・ゆうちょ銀行又は銀行→ご依頼人)

0000000000	00000000
一般財団法人 建設業技術者センター	
〒7600000	7600000
ご依頼人住所氏名	
資格者証	
日	附
印	

(この払込受付証明書が申請中に必要です。)

ゆうちょ銀行にてお支払いの場合は「おところ」「おなまえ」を記載のうえ、窓口にてお支払いください。
ゆうちょ銀行以外でお支払いの場合は、上記に加え[裏面]の指定銀行より、振込先の「銀行」名と「支店」名を振込用紙表面に記載し、窓口にてお支払いください。

出来上がった監理技術者資格者証を送付するのに使用致します。
確実にお受け頂ける「ご住所」(ご自宅や勤務先等)と「氏名」を記載してください。
なお、監理技術者資格者証は簡易書留にて送付致します。

料金を納め
切手不要

1 2 3 5 6 7 8

申請者氏名
建設次郎 殿

資格者証番号
X X 1 1 1 2

東京都〇〇区

簡易書留

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地
建設業技術者センター
電話 03(3514)4711(代表)

一般財団法人 建設業技術者センター
受付番号

3. 再交付後の資格者証の有効期間

再交付後の資格者証の有効期間は、**再交付前の資格者証の有効期間と同じです。**

再交付日から5年間ではありませんのでご注意ください。

なお、**再交付申請の際は、必ず有効期限をご確認ください。**有効期限の6ヶ月前を切っている場合は、**更新申請（同時再交付）を行ってください。**この場合は、更新用交付申請書類（緑色封筒）をご使用ください。

4. 既資格者証の処理

(1) 亡失による場合

再交付申請後、亡失した資格者証を発見した場合には、速やかに本部又は支部・事務所（裏表紙参照）に返納してください。

(2) 汚損または破損による場合

① 最寄りの支部・事務所窓口で再交付申請した場合

汚損または破損した資格者証に有効期間を押印し、返却します。有効期間を過ぎると、既資格者証は無効となります。

② 最寄りの支部・事務所へ郵送、インターネットで申請をした場合

汚損または破損した資格者証は郵送にて返納して頂きます。

5. 資格者証再交付申請に関するお問い合わせ先

(一財) 建設業技術者センター 各都道府県支部・事務所（裏表紙参照）

※ なお、インターネットでの申請に関するお問い合わせは本部のみとなります。

本 部 TEL 03-3514-4711

問合せフォーム https://www.cezaidan.or.jp/ce_mail.html

6. 交付申請書類等の入手方法について

交付申請書類等の入手は、以下の3通りの方法があります。

① 最寄りの支部・事務所（裏表紙参照）の窓口にて入手する方法

- ・支部・事務所の窓口で直接お渡しします。

郵送を希望の方は②又は③で依頼ください。

② 本部申請書係（以下参照）に以下内容を記載したメモをFAXして入手する方法

- ・メモ「希望する書類 - (例) 1級用申請書○部希望、送付先（郵便番号、住所、氏名）、電話番号を記載したもの」

【送信先】(一財)建設業技術者センター 本部 申請書係 宛
TEL 03-3514-4711 FAX 03-3556-0340

→ 当センターより申請書を郵送します。

当センターホームページを利用してご自身で印刷する方法

- ・ <https://www.cezaidan.or.jp/>

「申請書類印刷画面」より申請書類をダウンロードし印刷してください。

※ 申請書類を印刷される方へ

「銀行振込」でのお支払をご希望の方のみ、ご利用いただけます。

「郵便振替」（郵便局）でのお支払をご希望の方は、ご利用できませんのでご注意願います。

8. 再交付申請しようとする資格者証の記載内容に変更がある場合

再交付申請しようとする資格者証の記載内容に変更のある方は、**再交付申請とともに、記載事項の変更届出申請を同時に行ってください。**この場合は、再交付申請書類と変更届出書類を両方ともご提出頂きます。

1. 再交付（変更）の方法について

- ① 最寄りの支部・事務所窓口（裏表紙参照）で届出する方法
- ② 当センターホームページ(<https://www.cezaidan.or.jp/>)よりインターネットで届出する方法
（インターネット申込み画面から「再交付（変更届出）」を選択してください）
- ③ 最寄りの支部・事務所（裏表紙参照）へ郵送で届出する方法
※ **本部（東京都千代田区）への郵送は不可。**

2. 変更届出に必要な書類について

必要書類は各変更内容と届出方法により異なります。

【氏名を変更した場合】 【新たに旧姓併記を希望される場合】	支部 窓口	支部 郵送	イン ター ネット
①資格者証変更届出書	○	○	×
②住民票(6ヶ月以内、コピー不可) (注)	原則不要	原則不要	原則不要
③戸籍謄本 または 戸籍抄本(コピー不可)	本部へお問い合わせください。		
④現在お持ちの資格者証 (汚損、破損の場合)	○	×	×
⑤現在お持ちの資格者証の表裏のコピー (汚損、破損の場合)	×	○	×

【住所を変更した場合】	支部 窓口	支部 郵送	イン ター ネット
①資格者証変更届出書	○	○	×
②住民票(6ヶ月以内、コピー不可) (注)	原則不要	原則不要	原則不要
③現在お持ちの資格者証 (汚損、破損の場合)	○	×	×
④現在お持ちの資格者証の表裏のコピー (汚損、破損の場合)	×	○	×

【建設業者に所属しなくなった場合】	支部 窓口	支部 郵送	イン ター ネット
①資格者証変更届出書	○	○	×
②住民票(6ヶ月以内、コピー不可) (注)	原則不要	原則不要	原則不要
③現在お持ちの資格者証 (汚損、破損の場合)	○	×	×
④現在お持ちの資格者証の表裏のコピー (汚損、破損の場合)	×	○	×

【所属建設業者名又は許可番号に 変更があった場合】	支部 窓口	支部 郵送	イン ター ネット
①資格者証変更届出書	○	○	×
②住民票(6ヶ月以内、コピー不可) (注)	原則不要	原則不要	原則不要
③現在お持ちの資格者証 (汚損、破損の場合)	○	×	×
④現在お持ちの資格者証の表裏のコピー (汚損、破損の場合)	×	○	×
⑤建設業許可通知書のコピー	○	○	○
⑥建設業者への所属を証明出来る書面 (健康保険被保険者証のコピー等)	○	○	○

(注) 住民票について

1. 当センターでは、資格者証交付業務の本人確認を行うために、「住民基本台帳ネットワーク」（以下「住基ネット」という）を利用していますので住民票は不要です。ただし、申請書等の記載事項から「住基ネット」での確認ができなかった場合には、住民票（原本）の提出を依頼する場合があります。
2. **日本に住民票のない海外に居住されている方は、すべての変更届出が出来ません。日本に住居登録後に変更届出ください。**
3. **旧姓併記については、住民票(住民基本台帳ネットワーク)による確認に変わりましたので、併記を希望される方は住民票に登録したうえで申請してください。既に旧姓を併記され、引き続き併記を希望する場合であっても、住民票への登録がない場合は、旧姓併記することはできませんのでご注意ください。**

メ 毛

一般財団法人 建設業技術者センター 支部・事務所一覧表

令和2年5月1日 現在

北海道支部	〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地 北海道建設会館4F	TEL 011-222-2786
北海道支部旭川事務所	〒070-0035 旭川市5条通5丁目左10号 旭川建設業会館2F	TEL 0166-25-9589
北海道支部帯広事務所	〒080-0017 帯広市西7条南6丁目2番地 帯広建設会館3F	TEL 0155-27-0574
青森県支部	〒030-0803 青森市安方2丁目9番13号 青森県建設会館4F	TEL 017-775-3174
岩手県支部	〒020-0873 盛岡市松尾町17番9号 岩手県建設会館2F	TEL 019-625-0580
宮城県支部	〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2番48号 宮城県建設産業会館3F	TEL 022-224-7853
秋田県支部	〒010-0951 秋田市山王4丁目3番10号 秋田県建設業会館別館	TEL 018-865-3665
山形県支部	〒990-0024 山形市あさひ町18番25号 山形県建設会館2F	TEL 023-624-6880
福島県支部	〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター4F	TEL 024-524-1841
茨城県支部	〒310-0062 水戸市大町3丁目1番22号 茨城県建設センター6F	TEL 029-224-6844
栃木県支部	〒321-0933 宇都宮市築瀬町1958番地1 栃木県建設産業会館3F	TEL 028-639-2226
群馬県支部	〒371-0846 前橋市元総社町2丁目5番地3 群馬建設会館3F	TEL 027-253-1790
埼玉県支部	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4丁目3番15号 K・Sビル5F	TEL 048-837-2729
千葉県支部	〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設業センター6F	TEL 043-241-6067
東京都支部	〒104-0032 中央区八丁堀2丁目5番1号 東京建設会館2F	TEL 03-3297-2680
神奈川県支部	〒231-8463 横浜市中区尾上町1丁目6番地 ICON関内2F	TEL 045-641-4766
新潟県支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地5 新潟県建設会館3F	TEL 025-285-4192
富山県支部	〒930-0094 富山市安住町3番14号 富山県建設会館4F	TEL 076-442-2188
石川県支部	〒921-8036 金沢市弥生2丁目1番23号 石川県建設総合センター3F	TEL 076-242-3591
福井県支部	〒910-0854 福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館3F	TEL 0776-24-5594
山梨県支部	〒400-0031 甲府市丸の内1丁目13番7号 山梨県建設会館4F	TEL 055-228-3438
長野県支部	〒380-8537 長野市南石堂町1230番地の6 長建ビル4F	TEL 026-224-7044
岐阜県支部	〒500-8382 岐阜市藪田東1丁目2番2号 岐阜県建設会館5F	TEL 058-276-2127
静岡県支部	〒422-8067 静岡市駿河区南町18番1号 サウスポート静岡15F	TEL 054-202-3720
愛知県支部	〒461-0008 名古屋市東区武平町5丁目1番地 名古屋栄ビルディング3F	TEL 052-953-0635
三重県支部	〒514-0003 津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館5F	TEL 059-224-0679
滋賀県支部	〒520-0801 大津市におの浜1丁目1番18号 滋賀県建設会館2F	TEL 077-521-1320
京都府支部	〒604-0835 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200 千代田生命京都御池ビル3F	TEL 075-211-8443
大阪府支部	〒550-0012 大阪市西区立売堀2丁目1番2号 建設交流館4F	TEL 06-6543-2681
兵庫県支部	〒651-0088 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース三宮ビル6F	TEL 078-261-8834
奈良県支部	〒630-8227 奈良市林小路町8番の1 ニッセイ奈良若草ビル4F	TEL 0742-27-3461
和歌山県支部	〒640-8155 和歌山市九番丁15番地 九番丁M Gビル2F	TEL 073-428-0944
鳥取県支部	〒680-0022 鳥取市西町2丁目310番地 鳥取県建設会館2F	TEL 0857-21-0986
島根県支部	〒690-0048 松江市西嫁島1丁目3番17号 島根県建設業会館2F	TEL 0852-31-3934
岡山県支部	〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号 岡山建設会館3F	TEL 086-223-5158
広島県支部	〒730-0037 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ8F	TEL 082-240-8810
山口県支部	〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館4F	TEL 083-932-1157
徳島県支部	〒770-0931 徳島市富田浜2丁目10番地1 徳島県建設センター4F	TEL 088-653-0150
香川県支部	〒760-0026 高松市磨屋町6番地4 香川県建設会館6F	TEL 087-822-2451
愛媛県支部	〒790-0002 松山市二番町四丁目4番地4 愛媛県建設会館3F	TEL 089-947-6385
高知県支部	〒780-0870 高知市本町4丁目2番15号 高知県建設会館3F	TEL 088-875-7467
福岡県支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号 福岡建設会館4F	TEL 092-471-1847
佐賀県支部	〒840-0801 佐賀市駅前中央1丁目4番8号 太陽生命佐賀ビル4F	TEL 0952-26-0890
長崎県支部	〒850-0874 長崎市魚の町3番33号 長崎県建設総合会館1F	TEL 095-826-1084
熊本県支部	〒862-0976 熊本市中央区九品寺4丁目6番4号 熊本県建設会館3F	TEL 096-366-1787
大分県支部	〒870-0046 大分市荷揚町4番28号 大分県建設会館3F	TEL 097-538-4833
宮崎県支部	〒880-0001 宮崎市橋通西2丁目4番20号 アクア宮崎ビル2F	TEL 0985-27-7658
鹿児島県支部	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番10号 鹿児島県建設センター4F	TEL 099-258-6218
沖縄県支部	〒901-2131 浦添市牧港5丁目6番8号 沖縄県建設会館3F	TEL 098-879-7699